

[illegible]

議案番号	件 名	頁	摘 要
報14	専決処分したものの報告について	3	
(専 8)	損害賠償の額を定めることについて	5	交通事故
(専 9)	損害賠償の額を定めることについて	7	交通事故
83	市有財産の処分について	9	土地
84	市有財産の処分について	13	土地
85	工事請負契約の締結について	17	竹野地域小中一貫校 整備建築工事
86	豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	21	

報告第14号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年9月12日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて

專決第 8 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年9月9日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和6年7月17日（水）午前10時8分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市清冷寺 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	20,245円
事故の概要	建設課職員が運転する車両が広域農道を北進し、市道清冷寺下鉢山線との交差点で後方を目視確認せず右折を開始したところ、後方を走行していた相手方車両が右側から追い越しをかけてきた結果、本市車両をかわそうとし、相手方車両が農地（田）へ転落し車両を損傷したもの。双方車両とも接触はしていない。 （過失割合 豊岡市1割：相手方9割）

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年9月9日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和6年7月17日（水）午前10時8分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市清冷寺 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	1,000円
事故の概要	建設課職員が運転する車両が広域農道を北進し、市道清冷寺下鉢山線との交差点で後方を目視確認せず右折を開始したところ、後方を走行していた車両が右側から追い越しをかけてきた結果、本市車両をかわそうとし、農地（田）へ転落し相手方所有の稲に損害をあたえたもの。 (過失割合 豊岡市1割：転落車両運転手9割)

第83号議案

市有財産の処分について

下記の市有財産を処分しようとする。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 別 | 土地 |
| 2 | 財 産 の 表 示 | 豊岡市戸牧字柏ヶ谷 1978 番 8 |
| 3 | 財 産 の 内 容 | 13,353.70 平方メートル |
| 4 | 処分予定価格 | 180,000,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市上陰 164 番地 5
株式会社 由利
代表取締役 由利 昇三郎 |

（備考）明細は別紙のとおり

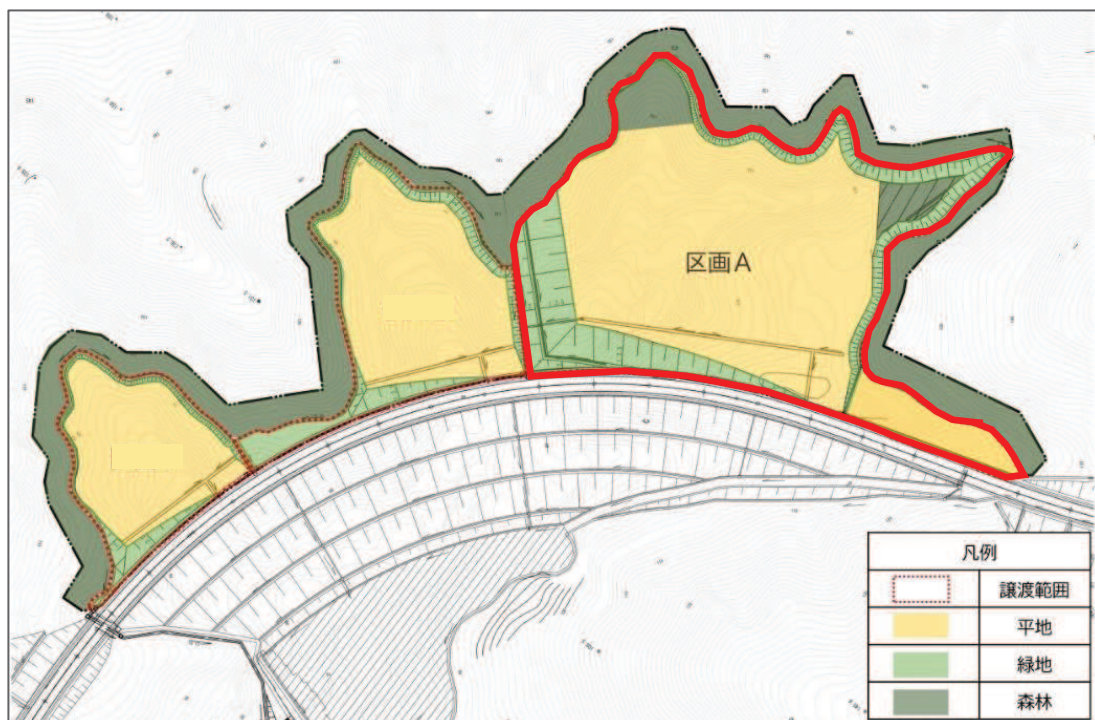
【明細】

所在地番	地目	面積
豊岡市戸牧字柏ヶ谷1978番 8	宅地	13,353.70 m ²

【位置図】



【対象区画図】



第84号議案

市有財産の処分について

下記の市有財産を処分しようとする。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 種 別 | 土地 |
| 2 | 財 産 の 表 示 | 豊岡市戸牧字柏ヶ谷 1978 番 9 |
| 3 | 財 産 の 内 容 | 5,084.26 平方メートル |
| 4 | 処分予定価格 | 60,000,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市大正区小林西一丁目 14 番 22 号
大阪布谷精器 株式会社
代表取締役 吉村 良平 |

（備考）明細は別紙のとおり

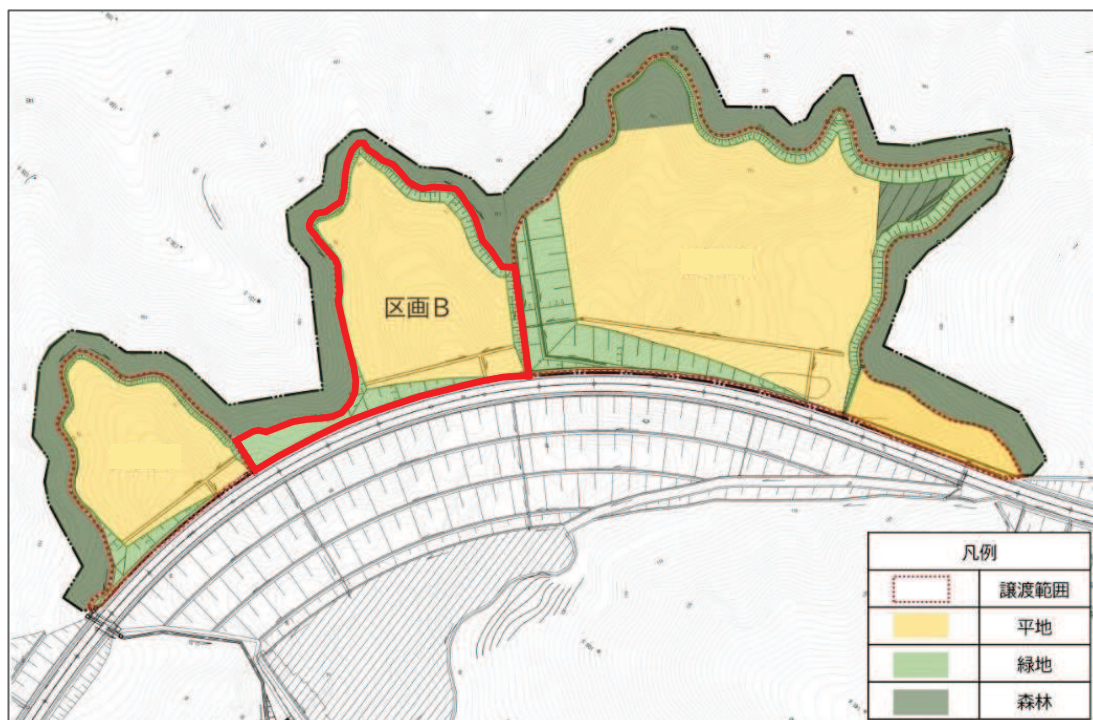
【明細】

所在地番	地目	面積
豊岡市戸牧字柏ヶ谷1978番 9	宅地	5,084.26 m ²

【位置図】



【対象区画図】



第85号議案

工事請負契約の締結について

竹野地域小中一貫校整備建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 竹野地域小中一貫校整備建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 877,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市竹野町竹野 2508 番地の 1
株式会社中川工務店
代表取締役 中川 和久 |

（備考）工期限 令和7年12月26日

参考資料

竹野地域小中一貫校整備建築工事

1 施工場所 豊岡市 竹野町竹野 地内

2 工事概要

(1) 既存棟改修工事

外部改修(外壁改修、建具改修等)

内部改修(内装・間仕切り改修、トイレ改修等)

(2) 増築工事

構造：RC 造 2 階建 延床面積：1,868 m²

居室内容：保健室、職員室（一部）、普通教室（1～4年生）、多目的教室、音楽室、トイレ、倉庫等

第86号議案

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月12日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

国民健康保険法の改正に伴い、被保険者証の廃止に係る所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険条例（平成17年豊岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

国民健康保険法の規定により被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合の罰則に係る規定を削除すること。(第11条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和6年12月2日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（罰則） 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者を10万円以下の過料に処する。	（罰則） 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽____の届出をした場合____において、その者を10万円以下の過料に処する。

